

関原発第205号
2021年7月1日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり大飯発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和52年8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、
昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、
昭和54年6月22日付 54資庁第8354号、
昭和55年5月12日付 54資庁第16381号、
昭和56年8月20日付 56資庁第10448号、
昭和57年6月22日付 57資庁第10603号、
昭和59年2月28日付 58資庁第19992号、
昭和60年2月21日付 59資庁第17851号、
昭和60年11月5日付 60資庁第11805号、
昭和63年2月23日付 62資庁第16337号、
平成元年3月31日付 元資庁第3503号、
平成3年1月21日付 2資庁第12871号、
平成3年5月23日付 3資庁第5072号、
平成4年12月2日付 4資庁第12579号、
平成5年6月25日付 5資庁第7613号、
平成6年6月24日付 6資庁第7494号、
平成7年6月12日付 7資庁第6883号、
平成8年8月23日付 8資庁第8448号、
平成9年8月27日付 平城09・08・07第9号、
平成10年9月25日付 平城10・08・11第16号、
平成11年9月1日付 平城11・07・29第19号、
平成13年1月5日付 平城12・08・31第10号、
昭和54年5月28日付 54資庁第7785号、
昭和54年10月31日付 54資庁第13176号、
昭和56年6月19日付 56資庁第8318号、
昭和57年1月26日付 56資庁第17611号、
昭和58年2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年6月15日付 60資庁第7137号、
昭和61年6月26日付 61資庁第8872号、
昭和63年7月14日付 63資庁第7656号、
平成2年3月23日付 2資庁第1878号、
平成3年3月26日付 3資庁第2004号、
平成3年12月13日付 3資庁第13043号、
平成5年5月31日付 5資庁第5098号、
平成6年3月31日付 6資庁第1950号、
平成7年1月20日付 6資庁第14300号、
平成7年9月13日付 7資庁第10107号、
平成9年1月31日付 8資庁第12745号、
平成10年6月25日付 平城10・06・22第15号、
平成11年3月29日付 平城11・01・20第16号、
平成12年6月26日付 平城12・06・12第11号、
平成13年1月19日付 平城13・01・19第15号、

平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第19号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第77号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第12号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第19号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第40号、
平成16年10月 5日付 平成16・08・19原第 2号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第23号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第16号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第12号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第17号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第137号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第25号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第14号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 3号、
平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第11号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 3号、
平成22年12月13日付 平成22・11・09原第30号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 3号、
平成23年 9月20日付 平成23・07・25原第14号、
平成25年 3月25日付 原管吹第121221003号、
平成27年 6月12日付 原規規第1506127号、
平成28年 1月20日付 原規規第1601201号、
平成28年10月26日付 原規規第1610267号、
平成29年 9月 1日付 原規規第1709014号、
平成30年12月17日付 原規規第1812177号、
令和元年 6月25日付 原規規第1906255号、
令和元年12月11日付 原規規第1912116号、
令和 2年 5月26日付 原規規第2005263号、
令和 2年 6月11日付 原規規第2006113号、
令和 3年 2月19日付 原規規第2102194号及び

平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第13号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第12号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 8号、
平成15年 9月11日付 平成15・08・28原第10号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第12号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第10号、
平成17年10月24日付 平成17・10・03原第12号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 4号、
平成18年10月23日付 平成18・10・02原第21号、
平成19年 5月30日付 平成19・05・15原第34号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第33号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第11号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第19号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第24号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第16号、
平成22年 9月13日付 平成22・08・04原第 5号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第35号、
平成23年 5月31日付 平成23・05・13原第21号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、
平成26年 6月 9日付 原規規第1406095号、
平成27年 9月18日付 原規規第1509183号、
平成28年 3月24日付 原規規第16032411号、
平成29年 6月26日付 原規規第1706266号、
平成30年 6月26日付 原規規第1806268号、
平成31年 2月13日付 原規規第1902132号、
令和元年 9月 3日付 原規規第1909033号、
令和 2年 2月21日付 原規規第2002212号、
令和 2年 6月 3日付 原規規第2006033号、
令和 2年 6月19日付 原規規第2006194号、
令和 3年 6月 4日付 原規規第2106045号

で変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

2. 変更の理由

(1) 大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更

大山生竹テフラの噴出規模の見直しに伴い、火山影響等発生時の対応に係る記載を変更する。

(2) 記載の適正化

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。

(2) 大山生竹テフラの噴出規模の見直しに伴い変更する火山影響等発生時の対応に係る規定については、当該見直しに係る必要な手続きの完了日以降に適用する。

以上

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成 2 6 原安防通達第 4 号 - ） （施行期日）</p> <p>第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p> <p>2 .大山生竹テフラの噴出規模の見直しに伴い変更する火山影響等発生時の対応に係る規定については、当該見直しに係る必要な手続きの完了日以降に適用する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連)</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(中略)</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置 (1) 所長は、災害(原子炉災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子炉災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第1.2.6条に定める必要な要員を配置する。 また、所長は、降灰予報等によりおおい町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。 なお、休日、時間外(夜間)においては、第1.3条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等および地滑り発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。 (3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象、積雪および地滑りより防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。 (4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 (1) 各課(室)長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。 (2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p>	<p>(中略)</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置 (1) 所長は、災害(原子炉災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子炉災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第1.2.6条に定める必要な要員を配置する。 また、所長は、降灰予報等によりおおい町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。 なお、休日、時間外(夜間)においては、第1.3条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等および地滑り発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。 (3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象、積雪および地滑りより防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。 (4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 (1) 各課(室)長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。 (2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (a) 各課（室）長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、閉閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。 (b) 各課（室）長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。 また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>c. 地滑り防護対策の堰堤の健全性確保 土木建築課長は、地滑りが確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、堰堤の堆積制限位以下になるよう土砂撤去作業を実施する。</p> <p>d. 地滑り発生後の撤去作業が困難と判断された場合の対応 土木建築課長は、地滑り発生後の土砂撤去作業において、7日以内に堆積制限位以下でできないと判断した場合は当直課長に連絡する。連絡を受けた当直課長は、地滑りが確認された後、7日以内に原子炉を停止（モード5まで）する。</p> <p>e. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策 火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機へのフィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付 各課（室）長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。 ア. 手順書の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおし町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃 各課（室）長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。 ア. 手順書の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合</p>	<p>a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (a) 各課（室）長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、閉閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。 (b) 各課（室）長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。 また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>c. 地滑り防護対策の堰堤の健全性確保 土木建築課長は、地滑りが確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、堰堤の堆積制限位以下になるよう土砂撤去作業を実施する。</p> <p>d. 地滑り発生後の撤去作業が困難と判断された場合の対応 土木建築課長は、地滑り発生後の土砂撤去作業において、7日以内に堆積制限位以下でできないと判断した場合は当直課長に連絡する。連絡を受けた当直課長は、地滑りが確認された後、7日以内に原子炉を停止（モード5まで）する。</p> <p>e. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策 火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機へのフィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付 各課（室）長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。 ア. 手順書の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおし町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃 各課（室）長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。 ア. 手順書の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>f. タービン動補給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却 当直課長は、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台ともに機能喪失した場合 モに機能喪失した場合 g. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 各課（室）長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない13号および4号炉タービン建屋内へ移動し、準備作業を行う。 ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおお町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 緊急時対策本部および当直課長は、タービン動補給水ポンプによる給水ができないうちは、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台ともに機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプによる給水ができない場合 h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 (a) 緊急時対策所の居住性確保 各課（室）長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2箇所）に仮設フィルタを取り付ける。仮設フィルタ取り付け後は、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の監視を行う。</p>	<p>f. タービン動補給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却 当直課長は、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台ともに機能喪失した場合 モに機能喪失した場合 g. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 各課（室）長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない13号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し、準備作業を行う。 ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおお町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 緊急時対策本部および当直課長は、タービン動補給水ポンプによる給水ができないうちは、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台ともに機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプによる給水ができない場合 h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 (a) 緊急時対策所の居住性確保 各課（室）長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2箇所）に仮設フィルタを取り付ける。仮設フィルタ取り付け後は、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の監視を行う。</p>	<p>大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおお町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>イ．通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3号および4号炉タービン建屋内に配置した電源車から給電する。</p> <p>(a) 電源車の準備作業 各課（室）長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号および4号炉タービン建屋内へ移動し準備作業を行う。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおお町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車からの給電開始 緊急時対策本部および当直課長は、電源車からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 電源車による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合 電源車（緊急時対策所用）（DB）による給電開始は、<u>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、1号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</u></p> <p>ジ．電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時において、電源車の燃料を軽油ドラム缶により確保する。</p> <p>(a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動 各課（室）長は、軽油ドラム缶を3号および4号炉タービン建屋近傍へ移動する。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおお町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 軽油ドラム缶による燃料補給 緊急時対策本部は、軽油ドラム缶から電源車へ燃料補給を行う。</p>	<p>ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおお町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>イ．通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内に配置した電源車から給電する。</p> <p>(a) 電源車の準備作業 各課（室）長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し準備作業を行う。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおお町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車からの給電開始 緊急時対策本部および当直課長は、電源車からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 電源車による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p> <p>ジ．電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時において、電源車の燃料を軽油ドラム缶により確保する。</p> <p>(a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動 各課（室）長は、軽油ドラム缶を3号炉および4号炉原子炉周辺建屋近傍へ移動する。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおお町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 軽油ドラム缶による燃料補給 緊急時対策本部は、軽油ドラム缶から電源車へ燃料補給を行う。</p>	<p>大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更</p>
		<p>記載の適正化</p> <p>大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>ア．手順着手の判断基準 電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合 k．消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給に関する対策 火山影響等発生時において、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給を行う。 (a) 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給準備 各課(室)長は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給のための系統構成を行う。 ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給 緊急時対策本部および当直課長は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給を行う。 ア．手順着手の判断基準 復水ピットへの補給が必要と判断した場合</p>	<p>ア．手順着手の判断基準 電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合 k．消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給に関する対策 火山影響等発生時において、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給を行う。 (a) 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給準備 各課(室)長は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給のための系統構成を行う。 ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給 緊急時対策本部および当直課長は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給を行う。 ア．手順着手の判断基準 復水ピットへの補給が必要と判断した場合</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
火山影響等発生時の対策における主な作業				
作業手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分
e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分
	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 ¹	緊急安全対策要員	4	80分
g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業	緊急安全対策要員	2	25分
1 (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 （電源車の移動）	緊急安全対策要員	2	35分
g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 （ボース接続・系統構成）	緊急安全対策要員	5	110分
g (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始	緊急安全対策要員	2	20分
1 (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 （不要負荷切り離し・受電操作）	運転員等 （中央制御室、現場）	3	35分
h (a)	緊急時対策所の居住性確保（仮設フィルタ取付）	緊急安全対策要員	2 （3号炉および 4号炉合計）	50分
j (a)	軽油トラム伍の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6 （3号炉および 4号炉合計）	50分
k (a)	消火水バックアップタンクから積水ビットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 （3号炉および 4号炉合計）	30分
k (b)	消火水バックアップタンクから積水ビットへの補給	緊急安全対策要員 運転員等 （中央制御室）	3 （3号炉および 4号炉合計） 1 （3号炉および 4号炉合計）	75分

火山影響等発生時の対策における主な作業				
作業手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分
e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分
	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 ¹	緊急安全対策要員	4	80分
g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業	緊急安全対策要員	2	50分
1 (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 （電源車の移動）	緊急安全対策要員	2	35分
g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 （ボース接続・系統構成）	緊急安全対策要員	5	110分
g (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始	緊急安全対策要員	2	20分
1 (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 （不要負荷切り離し・受電操作）	運転員等 （中央制御室、現場）	3	35分
h (a)	緊急時対策所の居住性確保（仮設フィルタ取付）	緊急安全対策要員	2 （3号炉および 4号炉合計）	50分
j (a)	軽油トラム伍の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6 （3号炉および 4号炉合計）	50分
k (a)	消火水バックアップタンクから積水ビットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 （3号炉および 4号炉合計）	30分
k (b)	消火水バックアップタンクから積水ビットへの補給	緊急安全対策要員 運転員等 （中央制御室）	3 （3号炉および 4号炉合計） 1 （3号炉および 4号炉合計）	75分

1：1班4名で2班が交代して実施する。
2：可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員4名が60分以内で実施する。

1：1班4名で2班が交代して実施する。
2：可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員3名が130分以内で実施する。

大山生竹テフラの噴出規
模見直しに伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>1. 降灰および地滑り時の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、降灰および地滑りが確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設または重要安全施設を内包する原子炉補助建屋について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>m. 施設管理、点検 各課（室）長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 a. おおい町に降灰予報「多量」が発表された場合 b. おおい町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第7.8条に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>1. 降灰および地滑り時の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、降灰および地滑りが確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設または重要安全施設を内包する原子炉補助建屋について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>m. 施設管理、点検 各課（室）長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 a. おおい町に降灰予報「多量」が発表された場合 b. おおい町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第7.8条に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>変更なし</p>

添付資料

1．大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更について

大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更について

大山生竹テフラの噴出規模の見直しに伴い、火山影響等発生時の対応に係る記載を変更する。

(変更)

- ・添付 2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連)

以 上